

放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書

長野県は、豊かで優れた自然環境や水資源に恵まれた地域であり、その恵みのもと、自然と共生する社会を育んできました。私たち長野県民は、長い年月をかけて継承してきたかけがえのない環境及び景観を保護し、この豊かな自然環境と水資源を損なうことなく将来へ引き継ぐ責務を有しています。

この自然環境と水資源は、県民の平穏で安心な生活環境を支えるだけでなく、観光や農業に代表される様々な産業を支え、信州というイメージの源になっています。今を生きる私たちが強く責任を自覚し、この自然環境と水資源を後世へ残すよう努めなければ取り返しがつかないことになりかねません。

以上のことから、現在宮田村大久保地区に計画されている放射性物質を含む廃棄物の最終処分場の建設は、容認できるものではなく、住民の平穏で安心な生活環境や信州のイメージを将来にわたって享受し、また河川の上流部に位置する自治体として水質保全の責務を全うするため、下記の事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 宮田村に建設が予定されている、県外から持ち込まれ放射性物質を含む廃棄物の最終処分場の建設については、様々な疑問点や住民不安が解消されておらず、下流域に与える影響も多大であることから、事業許可を与えないこと。
- 2 長野県の関係条例を不断に見直し、県の自然環境と水資源を将来にわたって継続的に守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年3月25日

伊 那 市 議 会

長野県知事 阿 部 守 一 様